

令和元年度第2回秋田県政策評価委員会 議事録

1 日 時 令和元年8月9日(金)

9時30分～11時50分

2 会 場 ルポールみずほ 3階 ふよう

3 出席者

●秋田県政策評価委員会委員

池村 好道	白鷗大学法学部	教授
岩根 えり子	株式会社デジタル・ウント・メア	代表取締役社長
佐藤 幸徳	公募委員	
福岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議	理事兼事務局長
松瀨 秀和	一般財団法人秋田経済研究所	前所長
山口 邦雄(欠席)	秋田県立大学システム科学技術学部	教授
吉澤 結子	秋田県立大学	理事兼副学長

○県

嘉藤 正和	企画振興部	次長
阪場 進一	企画振興部	参事(兼)総合政策課 課長
齊藤 大幸	企画振興部	総合政策課 政策監

【政策「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」関連】

片村 有希	教育庁 総務課	課長
中山 恭幸	教育庁 生涯学習課	課長
武藤 祐浩	教育庁 生涯学習課 文化財保護室	室長
中嶋 敬子	企画振興部 総合政策課	読書活動推進監
伊藤 政仁	あきた未来創造部 あきた未来戦略課	
	高等教育支援室	室長

【政策「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」関連】

阿部 清喜 生活安全部 首席参事官

4 開会

事務局

ただいまから令和元年度第2回秋田県政策評価委員会を開会いたします。

5 議事

事務局

では、議事に入りたいと思います。ここからの進行は、池村委員長にお願いいたします。

● 池村委員長

承知しました。

委員の皆様方、それから事務局の皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

会議を始めます前に、昨日と同様のお断りということになりますが、一言だけ申し添えます。

本日の審議の内容は、後日、議事録として県のウェブサイトに掲載されます。その際、委員名を秘匿する必要性は感じませんので、公開で行いたいと思います。よろしゅうございますね。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

ありがとうございました。

それでは、議事（1）「令和元年度教育委員会及び公安委員会・警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画等について」の教育委員会関係部分について御説明をお願いいたします。

片村教育庁総務課長

教育庁総務課の片村でございます。

委員の皆様には、昨日に引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から資料1の教育委員会の部分について説明させていただきます。
公安委員会・警察本部に係る部分につきましては、公安委員会・警察本部長が実施した政策評価の審議に入る前に県警本部から説明となりますので、よろしくお願いいたします。

「Ⅰ 令和元年度評価実施計画の概要について」の教育委員会に係る部分についてでございます。この部分につきましては、教育委員会におきましても昨日説明いたしました「知事が行う評価実施計画の概要」と同じ内容でありますので、説明を省略させていただきます。

3ページを御覧ください。

「Ⅱ 令和元年度政策等評価の審議について」であります。こちらにつきましても昨日と同様の記載となっておりますので、説明は省略させていただきます。

最後に、4ページを御覧ください。「Ⅲ 政策評価委員会における審査対象の選定について」であります。

1に記載しております3つの選定の仕方に従いまして審議対象を選定した結果、2に記載してございますように、政策6「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」、施策7「地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会の提供」、そしてその中の事業「世界遺産－縄文ルネサンス－事業」について、自己評価の妥当性の点検をお願いするものであります。

非常に簡単ではありますが、説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

● 池村委員長

ありがとうございました。

ただいま説明をいただきました評価に関する実施計画等につきまして、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

● 池村委員長

それでは、御了解をいただいたということで先に進ませさせていただきます。

議事（2）に移ります。

令和元年度に実施した政策・施策・事業計画の調査審議でございます。

最初に、教育委員会が実施した政策等評価ということで、資料2の「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」につきまして、事務局より順次説明願います。

□ 齊藤総合政策課政策監

総合政策課の齊藤でございます。

資料2を御覧ください。

この政策につきましては、御覧の7つの施策により構成されております。今、教育長総務課長の方から説明がありましたとおり、今回は施策の7番「地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会の提供」について審議をお願いすることとしております。そして、施策関連事業といたしましては、「世界遺産－縄文ルネサンス－事業」を審議の対象として選定しております。

それでは、1ページの政策評価の内容について御説明いたします。

一番下の欄を御覧ください。

政策を構成する7つの施策の評価結果でございます。「A」、「C」、「D」評価が各1つ、「B」評価が4つとなっております。

2ページを御覧ください。各施策の評価理由です。

まず最初の施策6－1でございますが、代表指標の実績値が未判明であり、定量的評価は「N」となっております。

そして、代表指標①に関しては、県の進路状況調査による実績では「b」相当となっており、これは就職支援員等による体験活動支援や地元企業の紹介、求人開拓などのきめ細かな取組によるものと考えております。

こうしたことを踏まえまして、総合評価は「B」となっております。

次に、施策の6－2でございますが、記載内容のとおり、代表指標の達成状況による定量的評価結果は「B」でございまして、総合評価も同様の「B」となっております。

次の施策6－3、そしてその次の施策6－4についても同様に、定量的評価結果と総合評価が同様の評価となっております。

続きまして、施策の6－5ですが、指標の判定が「a」判定であるため、定量的評価は「A」となっております。

定性的評価としては、教職員の資質能力の総合的な向上に向けた取組や高校の再編整備などは順調に進んでいる一方で、市町村における統括コーディネーターの配置率の達成状況は64.0%であるなど、学校、家庭、地域が連携・協働して地域ぐるみで子どもを育む体制の整備については、十分に進んでいるとは言えないものと考えております。そうしたことから、総合評価は「B」となっております。

続きまして、施策6-6でございますが、記載内容のとおり、代表指標の達成状況による定量的評価結果は「D」でございます。総合評価も同様の「D」となっております。

最後の施策6-7については、施策評価の審議対象でございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、3ページを御覧ください。

総合評価でございます。各施策評価結果の平均点が2.71でございます。結果、定量的評価は「C」となり、総合評価も同様の「C」というふうに評価しております。

私からの政策評価の説明は以上です。

□ 中山教育庁生涯学習課長

それでは、施策6-7について御説明をさせていただきます。

資料5ページを御覧ください。

まず、「1 施策のねらい」についてですけれども、地域コミュニティを活性化する取組や地域づくりへの住民参加を促進して、元気な秋田づくりにつなげていくため、生涯学習の成果を行動に結びつける環境づくりや文化遺産等の保存・活用に取り組むほか、読書活動や芸術・文化体験活動の推進により、豊かな情操を育むことなどを施策の目的としております。

次に、「2 施策の状況」でございます。「2-1 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標として「芸術・文化施設をセカンドスクールの利用した小・中学生の割合」ということで、平成30年度の目標28.0%に対して、実績としては24.3%、達成率は86.8%ということ、指標の判定結果は「d」ということになります。

下の分析の部分ですが、まず、達成できなかった要因の一つとしては、秋田県立

美術館を利用する際のバス代の補助を行う事業を実施してはございましたけれども、その規模を縮小したというところが大きな影響を与えたのかなというふうに考えております。

その下の部分ですけれども、施設から過去の利用校にもっと使ってくださいというふうな打診をしたり、こちらから学校を訪問するという出前授業も行っております、昨年度に比べて実績は少し改善しているという状況になっております。

続きまして、6ページを御覧ください。

「2-2 成果指標・業績指標の状況と分析」というところですが、こちらに3つの指標を掲げております。まず上から「生涯学習支援システムにおける生涯学習講座の登録件数」の平成30年度の達成率は112.0%、真ん中の「県立図書館司書による県立学校図書館への訪問支援等の実施件数」の平成30年度の達成率は100.0%、三つ目の「国・県指定等文化財の件数」についても、平成30年度の達成率は100.5%ということで、この3つの指標についてはいずれも目標を達成をしているという状況になっております。

続きまして、7ページを御覧ください。

「2-3 施策の取組状況と成果」の「(1) 多彩な学びの場づくりと学びを生かした地域づくりの推進」の部分ですが、生涯学習支援システム「まなびサポート秋田」というホームページに生涯学習に関するイベントなどの情報を登録するというものですけれども、こちらについては大幅に登録件数を増やすことができております。また、秋田のスマートカレッジや県庁出前講座で、多くの県民の方々に学びの場を提供しているという状況になっております。また、読書活動の推進では、読み聞かせボランティアの養成や県立図書館司書の県立学校図書館への訪問、ふるさと秋田文学賞の実施など、県民が読書に親しむ機会、機運の醸成を図っているところでございます。

下の(2)のところですが、「良質な芸術・文化体験機会の充実と文化遺産の保存・活用」ということで、博物館や美術館、そういったところで多彩な展覧会を開催するという取組を行ったり、文化財、文化遺産、文化財保護の観点で言いますと、今回は北海道・北東北の縄文遺跡群について、世界文化遺産の推薦候補となったり、男鹿のナマハゲを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」がユネスコの無形文化遺産に登録されたということで、とても良いニュースがあったというような状況になって

おります。

8 ページを御覧ください。

「3 総合評価結果と評価理由」です。まず、代表指標の達成状況は「d」判定で、定量的評価は「D」ということになりますが、関連する3つの指標が全て目標を達成しているという状況でもありますし、このたびの「北海道・北東北の縄文遺跡群」や、ナマハゲの来訪神のユネスコ無形文化財の登録がありましたので、そういったことを総合的に勘案して評価結果を「C」という形にしております。

施策評価の説明は以上になります。

□ 武藤教育庁生涯学習課文化財保護室長

教育庁の武藤でございます。

11 ページを御覧ください。

「世界遺産－縄文ルネサンス－事業」について御説明させていただきます。

まず左側、「1-1. 事業実施当初の背景」です。平成15年及び19年の北海道・北東北知事サミットの合意に基づき、本県の鹿角市大湯環状列石と北秋田市伊勢堂岱遺跡を含めた北海道・北東北の縄文遺跡群を世界文化遺産候補に提案し、平成21年1月5日付でユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載されました。世界遺産登録への推進を通じて県内全体の文化遺産の保全につなげ、また、地域の活性化に資することを意図した事業であります。

次に、「1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題」ですが、ユネスコ暫定一覧表に記載されてから世界遺産登録への取組が本格化しました。平成30年度は、国の文化審議会で世界文化遺産候補に選定されましたが、自然遺産との競合により国からの推薦は見送られました。ただ、先月7月30日の文化審議会において、再び文化遺産候補として選定されましたので、今年は国から推薦してもらうよう準備を進めております。

2の「住民ニーズの状況」ですが、毎年開催している県民向けのフォーラムなどにおいても活発な質疑が行われ、アンケート結果からも世界遺産登録を目指して遺跡の価値を県民に周知することなどが求められております。

3の「事業目的」ですが、世界遺産への登録を第一としておりますが、併せて文化財を生かした地域の活性化、文化財保護に対する理解を深めることも目的として

おります。

4の「目的達成のための方法」ですが、世界遺産登録に向けては、文化庁と情報を共有しつつ、ユネスコに提案する推薦内容の検討を進めております。

5の「昨年度の評価結果等」ですが、世界遺産登録に向けて国の推薦を受ける大詰めの段階を迎えており、推薦書案の検討や遺跡群の周知活動などを十分に行う必要があるというふうに評価しております。

6の「事業の全体計画及び財源」ですが、平成30年度の決算額は1,706万2,000円です。普及啓発のための縄文パスポート小学生版の作成のほか、4道県で進めている推薦書作成や、国際的合意形成事業等に要する経費です。このうち、普及啓発のための事業については、国庫補助金を活用しております。

次に、12ページを御覧ください。

「7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」です。4道県及び14市で取り組んでいる事業であり、年度ごとの事業内容も異なるために指標設定はしておりませんが、年度ごとのソフト事業に伴うアンケートにより県民の関心度を把握し、事業に反映させることとしております。

1次評価ですが、必要性の観点は、課題、住民ニーズ、県関与の妥当性、それぞれ「a」ということで、全体の評価は「A」としております。

有効性の観点は、指標を設定することができないために「適用不可」としておりますが、平成30年度には世界文化遺産推薦候補に選ばれており、登録に向けて着実に進んでいることから、評価結果を「B」としております。

効率性の観点においても同様に「適用不可」としておりますが、コスト削減という点については、各年度の事業予算を青森県を事務局とする推進会議で精査した上、効率的な事業実施に努めていることから、評価は「A」としております。

これらを踏まえた総合評価は「A継続」としております。本事業は、先月7月30日に開催された文化審議会においても世界文化遺産候補として再度選定されたことから、着実な進捗をしてきている状態であります。

事業評価の説明は以上になります。

● 池村委員長

ありがとうございました。一連の説明をしていただきました。

それでは、これより調査審議に移りたいと思います。

昨日同様、事業、施策、政策という順番で行いたいと思います。

最初に事業評価についていかがでしょうか。はい、佐藤委員、どうぞ。

◎ 佐藤委員

事業評価について、実は調書を見て「あれっ」というふうに思ったのが率直な感想です。それはなぜかという、7の事業の効果を把握するための指標Ⅰ、Ⅱというのがありますよね。そして、指標を設定できない場合は、その理由や効果の把握方法を書くことになっている。私の読み解き方がまだ浅いからかもしれないけれども、この最終的な目標というのは世界遺産登録ですよね。そこで、普通一般的な話で恐縮ですけれども、そういう最終目標を達成するために当然工程表というのがあると思います。その工程表に則って、単年度ごとでも、2年ごとでもいいのですが、いずれにしてもその細かいブレイクダウンがあって、その中で更に細分化された目標なり方策が出てくる。それを達成するために人、物、金を動かし、ここで言えばお金を使ってある種の目標を達成する、そして最終的に到達するというのが一般的な考え方だと思います。そういう意味で言うと、指標Ⅰ、Ⅱは設定できないというけれども、しかし、ここ1年間において最終目標を達成するためにいろいろなブレイクダウンしたアクションというのがあるだろうし、そのアクションは誰かを動かしてある種のアウトプットが出てくると。逆に言うと、そうしないと把握できないようにも思うのですね。したがって、フィードバックすべきアクションも出てこないというふうな感じがするのです。だから、この指標を設定することができない場合の効果の把握方法に記載されている説明だけでは、指標Ⅰ、Ⅱを設定できなかったというのは、まだぴんと来ない。もう少し深掘りをしたり、仕事の工程表に則った、先ほど言ったようなアクションの項目を見れば、それなりの指標というのが出てくるのではないのかということが一つ感想としてあります。

関連して思ったのですが、この施策に関連する事業というのは幾つぐらいあるのですか。そして中間評価に該当するものは幾つぐらいあるのですか。つまり何を言いたいかというと、全体的に指標が設定されてないのか、この事業だけが特殊で指標を設定できなかったということなのか、そこら辺のことを教えてもらえればなと思います。ぱっと見た感じでは、大枚のお金を使っている割には、しかもやるべき

ことがたくさんありそうな気がするけれど、目標設定ができなかったということに違和感を覚えて腹にすんと落ちてきてないという状況です。

● 池村委員長

それでは、教育庁の方からお願いします。

□ 武藤教育庁生涯学習課文化財保護室長

文化遺産に係る事業の中間評価に関しては、文化財関係では5件ほど行っております。ただ、例えば埋蔵文化財の関係だとか、開発事業に併せて対応しないといけないものがあったり、文化財保護助成という形で文化財を残していくために助成する事業などで、なかなか一定の具体的な目標設定がなじみにくいものがありますので、それに関しては指標設定できないというふうにしてあるものもあります。ただ一方で、5か年で民俗芸能を公開する学校数をどれくらいにしようというような形で、具体的な指標設定ができているものもあります。以上が中間評価した事業についての概況の説明とさせていただきますが、よろしいですか。

● 池村委員長

佐藤委員どうぞ。

◎ 佐藤委員

そこがまだぴんと来ない。つまり冒頭言いましたように、大きな目的があってそれをブレイクダウンしていくと年度ごとのアクションがあって、そのためにお金が出ていくでしょう。お金が出ていくからにはそれなりのアクションがあって、そしてアクションがなければお金も発生しないでしょう。それなりの目標がないと皆さん方はどういうふうにして仕事をしてるのですかと、私のような民間出身の者はすぐそう思うわけですよ。この事業は特殊だから目標設定はしないけれども最終目標はこうだと。だけど、どういうふうにしてお金が動いてるのか気になりますよね。私が財布を持つ立場だったら気になります。このお金は、ひょっとすると使われないかもしれないし、オーバーするかもしれないし、要するに動きが見えないのですよ。とるべきアクションも見えないし、とるべき対策も出てこないし、次の課題も

見えてこない。だからここの指標を設定することができない場合の把握方法というのは、私に言わせれば本来あってはいけない項目ではないのかなと。何らかの経緯があってこういうことを書いてあるのでしょうかけれど、そんな感じがしています。突然大異変が起こった場合以外は、やはり指標の設定というのは必要なのではないのかなと思います。だから今の説明だけではまだぴんと来ないなど。私の理解不足だからかもしれませんが、皆さん方の御意見があれば。

● 池村委員長

委員の皆様方の御意見を伺う前に、総合政策課の方で補ってください。

□ 事務局

事務局の方から説明をさせていただきます。

この縄文遺跡群の世界遺産登録の件に関しては、もう毎年毎年、来年推薦されるかどうかというような状況であるので、5年後の達成を目指して何かやっていくという工程のあるような状況にはないのが今の段階です。このため、佐藤委員がおっしゃったような年度の中での工程表というのは、文化財保護室の中で定めて着実に取組を進めていっておりますが、5か年だとか、そういう年度の段階で何か目標を定めてやっていくような状況にはないので、事業の効果を把握するための年度別の目標というのは、この事業に関しては設定していないという状況です。

◎ 佐藤委員

そこがね、ちょっと私は腹にすんと落ちないなど。今年推薦されたいということで、そのつもりで働きかけてるわけでしょうけれども、今年は推薦されなかった。そうすると、そこにやはり自分たちの思っていることと違う何かがあるわけですね、乖離が、課題が。それを解決しないと推薦されないのではないですか。それとも順番待ちなのですか。順番待ちなのであれば予算をつけておく必要はありませんよね。そこら辺のところはちょっとぴんと来ない。

● 阪場企画振興部参事（兼）総合政策課長

例えば、先送りになったときにどういうK P Iを設定するのがふさわしいのか、

御意見を伺いたいと思うのですが。

◎ 佐藤委員

例えばオリンピックなどがいい例だと思うけれど、候補に手を挙げたけれど先送りになりましたと。先送りになったときに、なぜ我々は先送りになったのだろうと。できるだけ早く登録していただきたいわけですよ。

● 阪場企画振興部参事（兼）総合政策課長

具体的なK P Iとして何を設定すべきかという議論なのですが、具体的な目標として、指標として、どういうものを設定すべきか。議論として。

◎ 佐藤委員

例えば、選ぶ人がいるわけですよ。国際的な選ぶコミュニティがあるわけでしょう。あるいは日本の中でも委員がいるわけで、それに対して何かアクションをとらなくていいのですか。つくったものをただ待つればいいというものなのですか。

● 阪場企画振興部参事（兼）総合政策課長

それでは、その具体的なK P Iとして何を設定すべきかということです。

◎ 佐藤委員

実際の目標の項目として何をするのかということで、例えば今年あるアクションをとって推薦されることを期待して待っていたけれど、どこか別のところが推薦されたと。いつ登録されてもいいというものではないのでしょうか。やはり期待値があるわけでしょうから、ここ10年以内であればいいという目標ではないのでしょうか。そのとき、予備費か何か使ってやればいいのかではないですか。そこら辺の感覚がちょっと分からない。

□ 事務局

佐藤委員がおっしゃるように、今年だめだったときには分析して来年度はどうしようかというようなことなので、あらかじめ毎年度の目標を立てて事業計画として

進めていくというような状況ではないということです。結局、今年だめだったら来年度はこういったところを工夫して、もっと文化審議会の方にアクションをかけていこうというようなことは、長期的に計画を立ててやっていくという趣旨のものではないので、そこは年度の中での取組工程としてやっていく形であり、長期的にやっていくものではないということです。

◎ 佐藤委員

そうすると、予算の見積もりはどういうふうに算出するんですか。これ数字が予算は出てますよね。予算の根拠があるわけでしょう。

● 池村委員長

要するに、いずれにせよ最終目的は世界遺産登録でしょうけれども、それは別として、毎年行っていく事業というものが、もしも目標管理型の事業実施という形をとっているのであれば、そこに何らかの目標というものを設定することはできるということでしょう。現に、11ページに3つの33年度まで想定されている事業があるわけですが、その業績指標を使うということもあり得るでしょう。それは参事がおっしゃったことに対する一つの答えではあるわけですが、まるっきり発想を変えて、佐藤委員がおっしゃったように、別に数値目標を設定するというやり方ではなくても、やはりどの段階でどういうやり方をしてどこまで進めるのかという工程表を描きながら、今回どこまで進んでいますよということを数値的には測定することは不可だけれども、しかし、この有効性の観点のところにはもっと丁寧に書くこともできますよね。そういう考え方もあり得るということをおっしゃっているのだらうと思います。ですからやり方としては2つあるのだらうと思います。いずれにしてもそこがあまり明確な形で調書にはあらわれていないということを指摘されているということです。

□ 武藤教育庁生涯学習課文化財保護室長

説明が十分でなくて申し訳ありませんでした。

状況としては、この事業は平成20年度からやってきておりますが、世界遺産の暫定一覧表に載った後に、今回通りましたけれども、世界文化遺産の候補となるの

がまず一つ段階としてあります。その候補に選んでいただくための推薦書案を準備するのに5年ほどかかってきました。25年にそういうところまで来ましたので、文化審議会での推薦候補にしていただけませんかをお願いしたのですが、その段階で既に競合する相手が四つ五つとありましたので、実際にはその文化遺産候補になるのに、先ほどの説明にあったとおり、このところ毎年順番待ちのような状態になっていたという実態があります。今回文化遺産候補になりましたので、この後は、来年にはユネスコの諮問機関に実際に現地調査をしてもらい、その後、世界遺産委員会にかかるという具体的な工程が見えるようになりました。そういう意味で次にどういうふうに設定するかという点は考え直していけるかなというふうに今お話を聞きながら思っていたところです。

● 池村委員長

ほかの委員の皆様、いかがですか。松淵委員、どうぞ。

◎ 松淵委員

7の指標名に「世界遺産登録」という文言がなければいけないと思います。指標名が何もないというのに違和感があります。

それから、数値化と、KPIを求められるのでしょけれど、これについてはやはり工程表もなじまないと思うのですよ、私は。だから結果として、この年度はこういう取組をして結果がどうだったか、進捗状況がどうだったかということを説明してもらえばいいと思います。例えば登録に向けて20%、40%、60%という工程表というのは、なじまないと思うのですよ。ですから私の要望は、指標名に「世界遺産登録」と入れていただいて、数値化にはなじまないの、これまでの取組状況、年度ごとの取組状況、それから進捗状況、結果、そういうものを記載してもらえばいいと思います。

● 池村委員長

どうぞ、福岡委員。

◎ 福岡委員

11ページの「3. 事業目的（どういう状況にしたいのか）」のところを改めて読むと、後段の方の「世界遺産登録を」まずは「目指す」、そして、「併せて文化財を生かした地域の活性化を図り、文化財保護に関する理解を深めることを目的とする」としていて、もし指標をあえて設定するとすれば、ここら辺がきっとターゲットになっていくのかなと、今の議論を聞いて考えておりました。

そこで、質問させていただきたいのですが、12ページの総合評価が「A継続」で、これはこれですごくいいと思いますが、この中の最後の方に「周知活動など十分に行う必要がある」と明記されています。何か検討されているものが具体的にあるのかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

□ 武藤教育庁生涯学習課文化財保護室長

まず、県内の小学生全員に分かっていただきたいなという思いがありますので、小学6年生を対象に「縄文遺産パスポート」を作成して、大湯の環状列石と北秋田市の伊勢堂岱遺跡のほかに、県南・県北・中央それぞれで縄文に関係したものが展示されている場所を紹介して、そこに行っていただきたいなということでの取組が一つあります。それから、毎年東京でフォーラムを開催するほかに、県内で周知活動としてのフォーラムをやっているというのが今の取組です。この後の別の手立てに関しては今検討しているところであります。

● 池村委員長

はい、どうぞ。

◎ 福岡委員

ありがとうございます。私たちは、JICAの事業などもやっていて、海外展開する案件を形成する上でプロジェクト目標の上位目標というものをまず初めに立てます。たぶんこの事業であれば世界遺産登録が上位目標になると思うのですが、最終的に上位目標に到達するためにいろいろなアクティビティ、行動を起こしていかななくてはいけないわけで、そのTODリストをつくらされて、そこに向けて自分たちの細かな目標値を設定して、到達度を評価していただくという評価される側の人間だったりするのですけれども、そういった視点でもう一回考えられてもいい

のかなということは今御提案しようと思いました。

それともう一つの提案ですが、この事業に関連する施策名が「地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会の提供」となっています。今ちょうど、小学生、中学生、高校生もですが夏休みで、毎日外でいろいろな環境のイベントや環境講座をやっていて、オンタイムでもう真っ黒ですけど、ここ数年その活動するエリアの高校がボランティアで、かなりの人数が私たちのプロジェクトにかかわっています。教育庁さんなので当然御存じとは思いますが、今高校生にもボランティアをしたという実績がつくような仕組みになっているので、みんながウィン・ウィンなんですね。ボランティアはできるだけその事業の中身を知ってサポートして、あるいは、この形であれば遺跡に関しておそらくインタープリターの御案内できる人になる。そうすると、彼らが秋田に残ればそのままいろいろな人に普及・啓発してくれるでしょうし、残念ながら県外に出てしまった場合には、そのことを伝える伝え手になってくれるというようなことも十分考えられるので、地域の方の巻き込み方を上手に検討されて、シンポジウムもいいのですが、日程が合わないと参加できませんので、先ほど申し上げました、上位目標に向けてどんな形の指標の設定の仕方があるかということの御検討と、それから、その地域への波及の仕方に関していろいろなアプローチを検討していただければと思います。

● 池村委員長

どうぞ。

□ 武藤教育庁生涯学習課文化財保護室長

今お話にありました子どもたちのボランティア活動に関しては、地元の北秋田市、それから鹿角市でも取組が進められております。その点で、この県の方ではやっておりませんので、評価には入れていないということがあります。ただ、お話にあった上位目標の途中の部分をどう考えていくかという点は、この後考えていきたいと思えます。

● 池村委員長

少し施策の方にもかかわってしまいました。それから、事業のアクションの方に

もかかわってしまいました。先ほどの事業評価の方にもう一回戻したいと思いますが、その観点でよろしいですね。岩根委員、どうぞ。

◎ 岩根委員

事業の観点というところで、先ほどの指標に関する部分が裏面の4分の1ぐらいの結構な広さをとっているの、やはり何かあった方がいいなと思ひまして、それでは何にお金を使っているのだろうということで予算を見ますと、推進会議やワーキンググループの活動などがあるので、例えばワーキンググループの活動数が何件あったとか、そういうのは指標にしやすいのではないかなと端的に思ひました。最終的な上位目標というところはもちろん世界遺産への登録というところにあると思ひますが、文化財の保全につなげ、地域の活性化に資するということでは、その小学生が「縄文遺産パスポート」を受け取ってどれだけ活動したのかなど、そういったものが見えるといいのではないかと思ひます。

それと、この事業の内訳で、29年度と30年度の予算を見ると、2倍くらい増えています。その予算の中で活動して世界遺産への推薦が見送られて、本年度の活動費がまた減っているのですけれども、この辺の予算的な面は大丈夫なのかというところを質問させていただきます。

□ 武藤教育庁生涯学習課文化財保護室長

事業内訳02の「世界遺産登録推進事業」というのは、秋田県としては負担金という形で執行するものになるのですが、北海道、岩手、青森、秋田県の4道県と、関係する14市町が推進会議という、世界遺産登録に向けての事務局をつくってここで行っている事業です。この中のワーキンググループというのは、先ほど説明しました推薦書という学術的な報告書、結構分厚い報告書ですけれども、その内容の文言を検討するための会議です。この会議は、文化庁からこの後に進めるための課題として指示されているものがあって、それをどういうふうな表現でクリアしようかということを検討する会議ですけれども、最初の段階で何回ワーキングをやったらその課題がクリアできるかというのがなかなか読み切れない部分がありまして、昨年度だけで16回、その前の年でも6回、始めたのがその前で、そのときはあまり進められなかったので回数が少なかったというような状況になっております。推

薦書の内容がどんどん成熟してきて、いよいよ推薦に近づいてきたということがあって、昨年度はそれだけの回数をこなし得たという部分があるので、会議の回数というような形の指標を設定しづらかったというのが実態としてあります。

それから、予算の点で30年度の予算が大きく増えたのは、昨年度世界文化遺産候補になりましたので、その時点で海外プロモーションが必要だということになり、途中で増額補正させていただいて、ユネスコの本部へのアクションをとったり、パリで縄文展を開催したりしたほか、海外の専門家に推薦書の内容としては、どういう具合の英語表現にしたらよいかを検討する、推薦書作成のための英文作成ワーキングを追加したことで予算が膨らんだという経緯があります。

● 池村委員長

なかなか議論が難しいところに行ってしまいましたけれども、ただ、お聞きしていて、ひとつ方向性として見えてきているのは、今おっしゃった会議の回数でもいいのではないですかということ。今年度何回予定して、実績として何回実施しましたというのでも成り立ちますよということです。つまり事業を実施しておられるわけだから、それに見合った指標の設定というものを不可能だとお考えになる必要はないので、先ほど2つの選択肢というふうに言いましたが、1番目のやり方は十分に可能だという方向で今御議論をいただいたということになろうかと思います。

ただ、予算のつけ方もそうでしたけれども、30年度は本当に正念場と捉えられて一生懸命努力されたわけですし、唯一指標を設定するというのであれば、登録になると。そこからすると、指標を設定すること自体が無理なのか、むしろ達成率80%未満、ゼロだったのか、その理由をこの推移のところに書くのか、あるいは推移のところではなくて、有効性のところに書くというやり方もあり得ないわけではないと思います。ただ、それは座りが悪いので、今後のアクションのところに、工程の中で今までこういうふうに進んできたけれども、今後はこういうことに留意して進めたいというふうにもっていくのはひとつあり得るのだらうと思います。その辺でまとめさせていただきます。

選択肢の一つ目が不可能ではないというのは、それをやらないと事業実施を効率的にやったのかどうかというのが見えてこないのですよ。効率性の観点にも大きな影響を及ぼしてくる。今、有効性のところだけで議論していましたがけれども、そこ

にも実は関係してくるので、やはり何らかの形でその指標の設定というものは可能であろうという方向でお考えいただきたいと思います。ただ、佐藤委員が言われたような工程表の中での進捗状況をいずれかの箇所で示しておくということも十分可能なので、そこにも配慮を願いたいということになるかと思いますが。

ただ、評価という点で言えば、この7月にも再度、候補に選定されているということもあって、有効性という意味では「B」となさっておられるのは、特に委員の間でも異論はないと思います。ですから、評価結果として「A」、「B」、「A」で「A」というのは、特に問題とする必要はないかと思いますがけれども、今申し上げましたように指標の設定の仕方、それから、目標に向けての達成度の書き方を工夫する必要が今後あるのではないのでしょうか、というふうに指摘をさせていただきます。

以上でよろしゅうございますね。

はい、松淵委員。

◎ 松淵委員

総合評価が「継続」ということで、これはこれでいいのでしょうけれども、その後の文章が少しどうかと。「大詰めの段階を迎えてきて周知活動などを十分に行う必要がある」ということですが、この後審査という大変高いハードルがあるでしょう。周知活動だけでいいのですか。ほかの遺跡群に負けないように、クマ対策も含めて整備を進めなければいけないでしょう。それからボランティアの方は、小・中学生も一生懸命頑張っていますよね。その実績みたいなことをここに載せてほしいし、もしボランティアを何人養成するなどの取組があれば、それも入れてほしいですね。事業評価のところで少し注文をつけたいと思います。

● 池村委員長

はい。PDCAのアクションの方に関わるところで、今後のことですので、どうぞ御検討ください。

□ 武藤教育庁生涯学習課文化財保護室長

ありがとうございます。この後、非常に高いハードルがまだまだありまして、その部分に関しては、今いただいたお話を踏まえながら表現の方はまた検討させてい

ただきたいと思います。

● 池村委員長

ありがとうございました。

それでは施策、それから時間も押していますけれども政策の方でいかがでしょうか。両評価について御意見等ございましたらお願いいたします。

はい、松渕委員どうぞ。

◎ 松渕委員

「県立図書館司書による県立学校図書館への訪問支援等の実施件数」という指標がありますが、県立学校図書館というのは、どういう性格で何箇所あるのでしょうか。

□ 中山教育庁生涯学習課長

お答えします。

端的に言うと高等学校が対象ですので、五十数校あると思います。

◎ 松渕委員

全高校が対象ということ。

□ 中山教育庁生涯学習課長

そうですね、はい。

● 池村委員長

はい、岩根委員どうぞ。

◎ 岩根委員

施策の評価は、定量的評価が「D」で、総合評価が「C」になっております。「D」を「C」に上げるためには、やはりきちんとした数値的な理由があった方がいいかなと思ひまして、8ページの記載で「生涯学習支援システムへの登録件数が大幅に

伸びた」ではなく、何%達成したとか何件増えたとか、そのため定量的評価は「D」だったけれども、総合的にはすごく頑張っているので「C」ですとした方が分かりやすいかなと思いました。

● 池村委員長

いかがですか。

□ 中山教育庁生涯学習課長

もしそういう形に修正した方がよければ対応させていただきます。

● 池村委員長

はい、どうぞ。

◎ 松淵委員

「セカンドスクール」という言葉が何回か出てくるのですが、よく分からない。これはイコール美術館、博物館等の4館のほかにプラスアルファはあるのですか。「セカンドスクール」というのは、どこまで包含されてるのか。

□ 中山教育庁生涯学習課長

まず、セカンドスクールの利用というのは、例えば美術館とか博物館とか、自然の家も含めて、小・中学生がそこに来て、例えば美術を鑑賞するなどそういったことを授業時数としてカウントできる、そういう利用方法のことをセカンドスクールの利用というふうに言っております。代表指標の芸術・文化施設は、美術館、博物館、農業科学館の4館としていますが、県全体で言いますと自然の家などを含めた、いわゆる社会教育施設で行われる活動に小・中学生が来て、それを授業時数としてカウントされる場合は、それをセカンドスクールの利用と呼んでいるというものでございます。

◎ 松淵委員

実績については申告制ですか、それとも県の方で把握する手段をお持ちなのですか。

か。

□ 中山教育庁生涯学習課長

基本的には、利用する際に、こういった形で活用するかというのを確認して、それをカウントしておりますので、例えば今回の体験については、社会でとか美術でとかそういうことを把握しております。聞き取りで把握するという方法をとっております。

◎ 松淵委員

漏れがないといいなというのが今お話を聞いて感じたところです。

それから、秋田県立美術館利用時のバス代補助の規模縮小とあるのですが、これは入館料なども補助しているのですか。

□ 中山教育庁生涯学習課長

入館料については無料です。

◎ 松淵委員

無料になっているのですか。

□ 中山教育庁生涯学習課長

はい。子どもは無料です。

◎ 松淵委員

そのバス代補助がなくなったため利用者が伸びなかったというくらいに理由として大きいのですか。

□ 中山教育庁生涯学習課長

大きな要因としては平成27年度からのバス代補助です。全県的に補助していた頃は、2,500人とか2,900人とかの利用があったのですが、予算の縮小もあり、美術館に遠い県北だけの補助にした結果、30年度は200人台にとどまっ

ています。その人数がもし2,000人規模で来ていればかなり目標達成に近かったということもあって、大きな要因として挙げているというところですか。御指摘のように、この1個の事業をもって全てを包含するというのはなかなか難しいところではありますけれども、ここでは主な要因として挙げております。

◎ 松淵委員

くどいようですが、目標が28.0%というのはあり得ないと思うのですよ。100%でなければいけないと思うのです。そもそも論として。地理的ハンデがあるからその人たちに利用させない、できないというのはあり得ないと思います。ちょっとこれは再考してほしいなと思っていますところですか。

□ 中山教育庁生涯学習課長

これは補助しなくても来てくれている学校もあるということの実績です。

◎ 松淵委員

あるといってもこういう実績で、100%になっていないのですよね。

□ 中山教育庁生涯学習課長

はい。100%にはなっていないという状況です。

● 池村委員長

まあ、現状値からスタートしていますからね。

はい、どうぞ。

◎ 吉澤委員

目標値が徐々に徐々に28、29、30というふうに上がっていくので、聞くとところによるとこういうセカンドスクールの制度は小・中学校で推奨されているということですが、数年前、大曲の農業科学館に行ったときは、県外からの利用もあるということでした。バスを仕立てるのは大変だと思いますし、これは来年以降の問題になりますけれども、やはり応援していただきたい、応援するべきなのではないか

なと思いました。

□ 中山教育庁生涯学習課長

応援いただけるのは本当にうれしい話ではあるのですが、正直申し上げまして我々として苦しいところは、そういういわゆる移動の補助みたいなことになる、それは本来学校で出すべきものでしょうとどうしても言われてしまう部分があるということで、私もどちらかというとな必要かなと思っていますので、そこは今後とも頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

● 池村委員長

御参考になさってください。

私からは1点だけ。先ほど8ページの岩根委員が触れられたところに関連して、2ページの施策6-7については御留意いただきたいということなのですが、同じ2ページの施策6-5について、これだけの資料では見えにくいところはあるのですが、意見めいた御質問をさせていただきたいと思います。条例上も政策等の効果の把握というのは、できるだけ定量的にとされているわけです。御存知のように国の政策評価の場合も同様に、できるだけ定量的にという規定があります。それだけに、同じ指標の中でも代表指標というものには重みのあるものを選定しているはずなのですね。その結果が「A」判定ということですが、総合評価で「B」に下げています。下げる場合も逆に上げる場合と同様に慎重に考える必要はあるだろうと思うのです。先ほど施策6-7について、もう少し丁寧というか説得力のあるようにというふうに要望が出ていましたけれども、私もこの施策の6-5については、統括コーディネーターの配置率が64.0%となかなか進んでいないということが挙げられていて、それが定性的評価部分の大きな理由になっていると思うのですが、ただ、その後の学校・家庭・地域が一体となっていく体制整備という意味では、4ページの「今後の対応方針」で、地域学校協働本部というものが出てきたりするわけです。まあ同質的なものだと思いますけれども。これの進捗率というか整備率というものはどのようになっているのでしょうか。

今言った趣旨というのは、定量的評価を定性的評価で動かすのは慎重にという一環として、この定性的部分を見ると、確かにコーディネーターの配置率は低いと言

わざるも得ないけれども、一方で、この地域学校協働本部のようなものについても考慮しなければならないのだろうと思うのですが、こちらの方はどうですか。

□ 中山教育庁生涯学習課長

お答えいたします。

地域学校協働活動についてですが、いわゆる学校支援のような協働活動をやっているところは、今年度の実績では25市町村中20市町村となっておりますし、「家庭教育支援チーム」や「放課後子ども教室」といった取組も幅広く協働活動というふうに捉えています。それで言いますと、25市町村のうち22市町村で行われているということで、活動自体は全県域に広がってきているというような状況になっております。

● 池村委員長

つまり私が言いたいのは、この「64.0%であるなど」の後ろ、「体制整備が十分に進んでいるとは言えない」と締めくくっておられるけれども、そこまで低く評価しなければならない状況なのかということをお聞きしたい。

そして、更に言えば、コーディネーターというのは、いわばレイマンを使うわけですね。

□ 中山教育庁生涯学習課長

そうです。

● 池村委員長

その難しさというのかな、教育委員会関係者ではない人ということになりますからね。まあその当てが外れたと言えればそれまでなのかもしれないけれど、なかなか進めるのは難しいという面があると思うのですよ。

ですから、そこを数字だけで強調されるのもいかがかと思うということなのです。更に言えば、二つ目の黒丸の「教職員の資質能力の」というふうに進んでいくくだりで、「一方で」となっていて、「体制整備は進んでいない」としているのだけれども、逆転とも言えないかなといえますか、確かに、その体制整備はコーディネータ

一の問題などもあって十分な進み方がされていない一方で、教職員の云々等は順調な進み方をしている。つまり主節と従属節で、どっちに持っていくかという問題だと思うのですね。これだけの資料ですから分かりませんが、何と云うのか、定性的に評価を下げなければならないというふうにも見えないのだけれども、そこを質問させていただきたいということです。

□ 中山教育庁生涯学習課長

そういう意味で言いますと、指標として設定しているのが統括コーディネーターの配置率で、64.0%という実績がありますので、現状としては、そこを捉えて評価を下げる表現にせざるを得ないというところが正直なところですがけれども、先生の御指摘のように、地域学校協働活動自体は県全域に広がってきています。また、このコーディネーターの配置についても、平成29年に国の方で法律が改正されてコーディネーターを置きましょうといったときに、県としては市町村の職員でもいいのでまず任命してくださいというふうにお願いをして、市町村の職員が今やっているとというのが現状です。その上で本来あるべき姿としては、やはりおっしゃったようなレイマンがやって、地域をつないでいくというのが大事だろうということで、少し厳しめの評価にしたところです。

● 池村委員長

そういう制度ですよ。

□ 中山教育庁生涯学習課長

はい。コーディネーター自体は配置してあるので、そういった意味では、ここはもう少し前向きな表現といいますか、そういった形に変えさせていただくというのはできるかなというふうに考えております。

● 池村委員長

さらに、3ページのところを参照しますと、県民意識調査の結果をストレートに総合評価に結びつけるということは当委員会ではしたくないという方向で臨んではいるのですけれども、ただ、施策6-5については3.03で、3以上ではある

のですよ。通常というか今までは、県民意識調査の結果が低いがゆえに定量的なものを下げるといふ際にここを随分重視してきた面があるのですが、少なくとも今回は、下げるといふ方向には働かないのですよね。それなりに考慮するとしても、定量的評価を下げるといふ方向には働かない。そういう事情もある。ですから、これは、一委員としての見方ですけれども、施策6-5について「A」を総合評価で「B」にしたということについては、結果は問いませんが再度検討していただく余地はあり得るのではないかなと。つまり「A」が「A」のままでいいという評価もあり得ませんかということなのですが、そこら辺はいかがですか。

□ 片村教育庁総務課長

総務課ですけれども、検討過程の中で実は教育庁の中でも話がありまして、先ほど中山課長からも話がありましたけれども、統括コーディネーターについては、市町村職員以外であれば64.0%ですが、市町村職員もカウントしますと9割近い数字になっておりまして、そこまで厳しくする必要はないのではないかと話もありました。しかしながら自己評価という面で考えますと、少し厳しめにして来年度頑張るといふ話があったことから下げたという経緯がございます。

● 池村委員長

評価を厳しめにすることは私も良しとするところではあります。ですから、定量を定性によって上げるということについては、かなり慎重でなければならない。けれども、定性によって評価を下げるということは、また少し趣きが異なるのではないかと申し上げているということです。

□ 片村教育庁総務課長

したがって、内部でも「A」でいいのではないかと話もありましたので、本日の御意見を踏まえまして再度検討する余地というのは十分あり得ると思えます。

● 池村委員長

今のは一委員として申し上げましたけれども、ほかの委員の皆様方、再検討をし

ていただくという方向で御支持いただけますでしょうか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

全員から御了解を得ましたので、そういう方向で御検討いただきたいと思います。少し時間も押しておりますので、この辺で区切らせていただきまして、集約ということになりますが、この政策6につきましては、仮に施策の評価結果が変わるとしても政策のところへ影響が及ぶということはないと見えますので、政策の評価と事業の評価については妥当であると。ただし、施策の評価については、当政策評価委員会としては再度御検討いただく必要性を指摘しておきたいというふうに思います。

なお、事業につきましては指標の設定を今後もう少しお考えいただく必要があるだろうと。それから、達成度の書きぶりについても工夫の余地があるだろうということです。それから、施策の6-7については、もう少し詳細にと言いましょか、説得力のある記述が望ましいという御意見があったということにいたします。

そういうことでまとめさせていただきます。施策の点につきましては答申の中に盛り込むという形にさせていただきます。その余は記載はしないけれども改善を願いたいという扱いにさせていただきますので、御了承いただきたいと思っております。文面、文案のとりまとめは、事務局と本職に御一任をいただきたいと思っております。

ありがとうございます。

それでは、本件については以上ということでありありがとうございました。

10分休みを入れたいと思います。

[休憩]

● 池村委員長

それでは、資料3に入るわけですが、その前に先ほど事務局からも説明がありましたけれども、資料1に戻っていただきまして、「令和元年度教育委員会及び公安

委員会・警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画等について」の中の公安委員会・警察本部長の部分について御説明をお願いいたします。

□ 畠山警察本部警務課主席調査官

警察本部警務課の畠山でございます。

私からは、資料1の2ページ目と4ページ目に記載のあります公安委員会・警察本部長に係る部分について説明いたします。

今年度、公安委員会・警察本部長が行った政策評価は、2ページに記載しておりますとおり、平成30年度の県警察の重点目標のうち、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に関連する4項目でございます。この中から、今年度の政策評価委員会における調査審議対象としまして、4ページに記載しておりますとおり「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」を選定したところでありまして、その理由について申し上げます。

まず、県警察の問題意識としまして、第1に、当県の刑法犯認知件数の推移を見ますと、去年は微増したのですが、年々減少傾向にありまして、数値面ではこれまでの対策に一定の成果が見られるところです。一方で、殺人強盗等の凶悪事件や特殊詐欺、子どもへの声掛け事案など、県民が不安を感じる事案が後を絶たないなど県民の体感治安は必ずしも良好とは言えないこと。第2に、人口減少、少子高齢化の進行を受けまして、ボランティアの高齢化、団体の減少、地域社会の関係の希薄化などによる地域防犯力の低下が懸念されること。これらを強く認識しており、それゆえ、秋田県地域安全ネットワーク事業の一層の活性化など犯罪の起きにくい社会づくりの推進に取り組んでいるところでありまして、今回、本政策について御審議いただくとするものでございます。また、本政策は平成27年度以降審議対象になっていないことも、今回選定した理由の一つでございます。

以上となります。

● 池村委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明をいただきました実施計画等につきまして御了承いただけますでしょうか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

それでは、資料3の「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」の調査審議に入ります。

最初に事務局より順次御説明をお願いいたします。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

警察本部生活安全企画課長の阿部でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

資料3を御覧願いたいと思います。本日御審議していただくこととなっております政策「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」につきまして、評価調書に基づき御説明させていただきます。

政策評価調書を御覧ください。

まずはじめに、「Ⅰ 政策を取り巻く治安情勢」についてであります。

全国的に治安のバロメーターとも言える刑法犯の認知件数は減少傾向にあり、本県におきましても、昨年は2,460件で前年よりもプラス32件と微増となったものの、3年連続で3,000件を下回っており、ピーク時、平成13年は1万2,768件でしたが、この約5分の1にまで減少しております。しかしながら、近年、ストーカーやDV事案の取り扱いが高止まりの状態にあるほか、昨年は子どもに対する声掛け事案の認知件数が過去最高を記録するなど、体感治安の改善には至っていない現状にあります。また、特殊詐欺やサイバー犯罪も後を絶たないなど、県民の治安に対する不安は、刑法犯認知件数の減少とは対照的に増えているような状況にあり、警察を取り巻く情勢は厳しいものと言えます。このため、自治体はもとより地域住民、関係機関・団体、事業所等と、警察が一体となって地域安全活動に取り組み、犯罪の起きにくい社会づくりを推進することが求められております。

次に、「Ⅱ 政策の目的」について御説明いたします。

先ほど説明してまいりましたとおり、近年、子どもに対する声掛け事案等が増加傾向にあるほか、新たな手口の特殊詐欺やサイバー犯罪の発生により県民の治安に

対する不安が続いている状況にあります。そのため、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進する必要がある、地域安全ネットワークを構成する町内会をはじめ自治体、学校及び防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携しまして、地域住民の防犯意識の高揚を図るとともに、社会における規範意識の向上を促進し、犯罪の起きにくい安全で安心な地域社会の実現を目指すことが本政策の目的であります。

続きまして、「Ⅲ 政策を構成する施策の推進状況及び評価結果」について御説明いたします。

はじめに、「1 施策推進の基本及び取組」についてであります。

県警では、それぞれの地域における犯罪の発生状況を分析するとともに、秋田県地域安全ネットワークを構成します町内会や自治体等の関係機関・団体に対する支援を積極的に行うことにより、犯罪の起きにくい社会づくりを推進しております。具体的には、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進と秋田県地域安全ネットワークによる地域安全活動の推進、そして子ども・女性及び高齢者を犯罪から守るための対策の推進、特殊詐欺の被害予防に関する総合的な対策と検挙活動の推進、鍵掛け等盗難被害防止対策と検挙活動の推進の4つを重点に掲げて取り組んでいるところであります。

3 ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、「2 数値目標及びその達成状況」について御説明いたします。

各施策の指標につきましては、刑法犯認知件数の減少率から見る治安情勢の指標、防犯ボランティア団体数から見る自主防犯意識の指標、自転車盗難被害の無施錠率から見る犯罪抑止対策効果の指標の3つを掲げております。

刑法犯認知件数の減少率につきましては、前年比10%の減少を目標としており、その達成率を算出しております。昨年の刑法犯認知件数は前年比プラス32件と17年ぶりに微増に転じたので、達成率はマイナスとなっております。

次に、防犯ボランティア団体につきましては、数値目標を全県の小学校数プラス全県の市町村数に3を掛けた数としております。ちなみに昨年は、全県の小学校数が199校で全県の市町村25掛ける3の75ですので、数値目標は274となります。防犯ボランティア団体は、基本的には小学校の学区単位で立ち上がっている団体が多いですが、そこに各市町村単位でプラスアルファ3団体が活動する環境を

目指すものであります。防犯ボランティア団体を増やすということが目的ではなく、こうした重層的なネットワークを構築しまして、その活動を促進し、最終的には地域住民の自主防犯意識を高め、社会の規範意識を向上させることが目的であります。防犯ボランティアに関わる方々の高齢化などによりその数は年々減少しており、昨年は82.5%の達成率となっております。

最後の自転車盗難被害の無施錠率ですが、全国の無施錠率が約6割なのに対し、本県の無施錠率は8割となっております。無施錠率を全国平均まで押し上げるべく、広報啓発活動や管理者対策などを推進してまいりたいと思います。

続きまして、「3 施策の評価結果」について御説明いたします。

地域社会と一体となった地域安全活動を推進した結果、平成30年の刑法犯認知件数は前年比32件プラスとなったものの、島根県に続き全国で2番目に少なく、3年連続で3,000件を下回るなど一定の成果を上げているほか、検挙率も3年連続で全国1位となっております。その一方で、犯罪の起きにくい社会づくりの実現に向けてボランティアの確保や無施錠対策などが課題となっていることから、有効性につきましては「B」評価とし、各観点の評価結果を踏まえまして、総合評価は「A」としております。

なお、1の「地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進」事業費は887万1,000円、そして今回御審議していただきます、2の「秋田県地域安全ネットワーク」の活性化及びこれを基盤とした社会の規範意識の向上と絆づくりの推進」の事業費は211万6,000円となっております。

続きまして、4の「施策の推進状況」について御説明させていただきます。

施策の推進状況につきましては、調書に記載のとおり、「(1)地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進」、「(2)情報発信活動」、「(3)要望把握活動」、「(4)地域安全活動に対する支援活動」、「(5)高齢者対策の推進」、「(6)窃盗、特殊詐欺等の被害防止対策」、「(7)街頭防犯カメラの整備」により犯罪の被害を未然に防止するとともに、地域の自主的な防犯活動を支援してまいりました。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思っております。

「IV 政策の推進状況に関する県民意識」についてであります。

調書に記載のとおり、県警からの情報提供や活動支援に対しまして、県民からは「最近の犯罪情勢などについて把握ができた。」、「もしもの際の対応に生かした

い。」などの意見が寄せられているほか、特殊詐欺の被害防止に関する講話依頼が増えるなど、県民の防犯意識が高まっている状況にありますので、関係機関と連携協働の上、より一層取組を強化する必要があると考えております。

続いて、「V 政策の評価」についてであります。

総合評価については「A」評価とさせていただきます。

「1 政策の推進状況」につきましては、先ほど説明させていただいたとおり地域社会が一体となって取り組んだ結果、刑法犯認知件数の減少傾向を維持したほか、検挙率につきましても全国のトップクラスを維持しておりますので、本政策は順調に推進されているものと認められます。

次に、「2 課題と今後の推進方向」についてありますが、犯罪の総量抑止という点につきましては、全国でもトップクラスの成績を上げているものの、防犯ボランティア団体の減少や自転車の盗難被害の無施錠率の高さ、ストーカー、DV事案、子どもに対する声掛け事案が高止まりの状況にあるなど、県民の体感治安が向上しているとは言いがたい犯罪情勢にありますので、引き続き関係機関と協力して各種施策を推進してまいります。

続きまして、施策であります。「秋田県地域安全ネットワーク」の活性化及びこれを基盤とした社会の規範意識の向上と絆づくりの推進」について説明いたします。

7ページを御覧いただきたいと思っております。

最初に「I 施策の内容」についてであります。

施策の目的につきましては、犯罪のない明るく住みよい地域社会を実現するために、地域住民の方々による地域安全活動を支援し、自主防犯意識の高揚を図るとともに、地域における絆、いわゆるコミュニティ機能の醸成と自治体や会社、事業所を巻き込んだ重層的なネットワークの構築を促進するものであります。

続きまして、「II 施策の推進状況」についてであります。

施策の指標につきましては先ほど説明したとおりであり、事業の概要につきましては、本事業は平成17年度から地域と連携した防犯体制の整備事業として開始しております。

施策の具体的な内容といたしましては、各種広報媒体を通じ犯罪の発生状況や防犯に関する情報を発信したほか、県内にある150カ所の交番・駐在所の勤務員が各種会合等、平成30年には2,029回の会合に参加しており、住民の意見・要

望等の把握に努めております。また、各警察署におきまして地域安全ネットワーク推進交流会を42回実施したほか、学校等を対象とした防犯教室や不審議対応訓練を延べ533回実施するなど、地域安全活動の支援を行ってまいりました。さらに、治安情勢に応じまして事業所等とも幅広く連携するなど、重層的な防犯ネットワークの整備を推進してまいりました。

9 ページを御覧ください。

続きまして、「Ⅲ 施策を取り巻く治安情勢」についてであります。

平成15年から「街頭犯罪等抑止総合対策」を推進した結果、全国の刑法犯認知件数は平成14年の約285万をピークに減少を続け、平成30年には81万7,000件にまで減少しております。本県につきましても、先ほど説明したとおり、ピーク時の平成13年の約5分の1まで減少しており、犯罪の総量抑止という点につきましては一定の成果を上げておりますが、ストーカーやDV事案、子どもに対する声掛け事案が高止まりの状況にありますので、治安情勢に応じたよりきめ細かな対策が必要となっております。

続きまして、「Ⅳ 施策の評価」についてであります。

初めに「(1) 必要性」についてありますが、必要性は「高い」と認め、「A」としております。

本県の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、罪種によっては増加している犯罪があるほか、先ほど来説明のとおり、ストーカー、DV、声掛け事案の取り扱いが高止まりの状況にあり、特殊詐欺被害も後を絶たないなど、体感治安が必ずしも向上していないという状況下にあります。また、良好な治安を維持することは全ての活動の基盤となるものでありますので、本対策の必要性は極めて高いと認めますので「A」評価としております。

続きまして、(2)の「有効性」についてですが、これは「B」としております。

地域住民に対しまして、様々な広報媒体や会合、訪問活動を通じて犯罪の発生や防犯に関する情報を提供するなどした結果、地域安全活動の活性化や犯罪認知件数等の減少につながっていることから有効性が認められる一方、防犯ボランティア団体の確保や無施錠対策が課題となっておりますので、これは「B」評価とさせていただきます。

次に、(3)の「緊急性」についてですが、これは「A」とさせていただきます。

ります。

先ほど来説明のとおり、刑法犯認知件数の大幅に減少する中においても、子どもや女性に対する声掛けが近年増加しているほか、特殊詐欺被害は後を絶たず、この特殊詐欺につきましてもその犯行手口が次々と変わってきており、まさに巧妙化しているという状況にありますので、こうした犯罪情勢の変化を速やかに地域住民に情報として発信する必要がありますので、「A」評価とさせていただきます。

次に、「V 総合評価」であります。

施策の幹事部長であります生活安全部長による評価につきましては、「A」評価とさせていただきます。

本施策を実施した結果、刑法犯認知件数、検挙率とも全国でトップクラスの水準を維持しており、その成果が目に見える形で現れている一方で、先ほど説明しました課題につきましては改善を図りながら推進する必要があります。犯罪の発生状況に柔軟に対応しながら本施策を発展的に推進してまいりたいと思っております。

次に、「地域と連携した防犯体制の整備事業」についてであります。

11ページの「継続事業中間評価調書」を御覧ください。

初めに、「1-1. 事業実施の背景」についてであります。

本事業は、平成17年度に立ち上げた事業となります。県内の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、罪種や地域によっては増加に転じている犯罪があるほか、全国的に特殊詐欺や声掛け事案が増加している現状にあることから、地域の実情に合わせて地域社会が一体となった防犯活動を促進する必要があるものであります。

次に、「1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の問題点」についてであります。

生活形態の都市化に伴い、社会的な無関心が広がる傾向にあるなど、地域のつながりに基づいた犯罪抑止機能が低下しているほか、インターネットの普及により、これを利用したり、犯罪の手口の知識を得るなど、犯罪が複雑多様化する傾向にあります。また、地域安全活動に従事する住民の高齢化が著しく、現役世代や事業所を活動に組み入れるなど、活動の更なる活性化が求められております。

次に、「2. 住民ニーズの状況」についてであります。

会合などの様々な機会を通じて、地域安全活動を牽引するための地域におけるリーダーの育成や自主防犯活動に対する情報提供や物品の支援、事業所による活動への参加が求められており、本事業の内容と住民ニーズは一致しているものであります。

す。

続きまして、「3. 事業目的」についてであります。

各種防犯団体や自治体、事業所が連携してボランティア活動を普及し、自主的な防犯活動を推進することにより、良好な治安状態を維持し、犯罪のない明るく住みよい地域社会の実現を目指すものであります。

次に、「4. 重点施策推進方針との関係」についてありますが、本事業は重点推進事項として進めているものであります。

続きまして、「5. 目的達成のための方法」についてであります。

本事業は、地域住民を中心に地域社会が一体となった防犯体制の整備や、若年層、現役世代によるボランティア活動を促進するものであります。また、地域安全ネットワーク推進交流会の開催などにより、地域安全活動の活性化を図るものであります。

次に、「6. 前回評価結果等」ですが、「実施又は継続」となっております。

今後も良好な治安情勢を維持するため、本事業を効果的に実施する旨の評価でありました。これに対して、効果的な事業の推進に必要な予算を要求しております。

続きまして、「7. 事業の全体計画及び財源」であります。

事業項目は、「地域安全ネットワーク事業」と「犯罪抑止対策事業」であります。

「地域安全ネットワーク事業」は、自主的な地域安全活動を活発化するため、地域安全情報の提供や活動拠点の整備と防犯教室の充実、地域安全ネットワーク推進交流会の開催などを行うものであります。

「犯罪抑止対策事業」は、特殊詐欺被害防止や無施錠対策等の重点広報を実施し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を行うものであります。

予算としましては、一般財源により、安全対策研修用テキストや地域交流会リーフレットの購入、青色回転灯やその講習リーフレットの購入、情報発信用パソコンの整備、防犯啓発用ポスター、チラシ、印刷製本費に関わる経費で、平成30年度は合計で211万6,000円の予算でありました。

次に、「8. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」についてであります。

13ページを御覧ください。

指標は、防犯ボランティア団体数と自転車盗難被害の無施錠率であります。

平成30年度の防犯ボランティア団体数の目標は274団体でありましたが、実績は226団体となっており、82.5%の達成率であります。

自転車盗難の無施錠率は、全国平均が約60%に対し実績は81%となっており、74.1%の達成率であります。

団体数が年々減少しておりますが、近年、小学校の統廃合が進み、これに伴い防犯ボランティア団体も減少傾向にあるほか、活動に従事する地域住民の高齢化も減少の一因となっております。統廃合によって小学校の数が減少しても子どもの活動範囲には変わりありませんので、防犯ボランティア活動への学生、社会人等の現役世代の参加促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、所管課の一次評価についてであります。

「必要性の観点」ですが、評価結果を「A」としております。

「現状に照らした妥当性」を「a」と評価させていただいております。これはもう先ほど来説明のとおり、刑法犯認知件数が減少傾向にあるものの、犯罪の内容・手口が変化するなど体感治安の向上につながっていないことから、今後とも地域、自治体と連携・協働した対策を必要とするということが認められるため、評価を「a」としております。

続いて、「住民ニーズに照らした妥当性」も「a」と評価しております。地域住民は、犯罪の発生などに対する情報や自主防犯活動の支援、地域におけるリーダーの育成などを求めておられ、本事業は地域住民のニーズに沿っていると認められることから、評価を「a」とさせていただいております。

次に、「有効性の観点」であります。評価結果を「B」としております。

「事業目的の達成状況」を「b」としております。本事業を推進した結果、犯罪の総量抑止には効果が現れておりますが、防犯ボランティアの確保、無施錠対策などが社会の規範意識の向上に課題があるということで、「b」評価とさせていただいております。

続きまして、「効率性の観点」であります。評価結果を「A」とさせていただいております。

「事業の経済性の妥当性」を「a」とさせていただきました。この事業は、主にマンパワーにより情報発信活動や研修会の開催による活動の支援、関係機関・団体と連携した活動を全県的に展開しているものであり、費用対効果の面からも高い効率性が認められることから、評価を「a」とさせていただいております。

最後の「総合評価」であります。「事業の妥当性」は、「概ね妥当である」として「B」評価としました。

これまでの説明のとおり、犯罪の総量抑止に一定の成果を上げているものの、防犯ボランティア団体の確保や無施設対策の課題等から「B」とさせていただきました。

「対応方針」につきましては、「現状維持で継続」すべきと認めました。

刑法犯認知件数が大幅に減少している中におきまして、特殊詐欺や声掛け事案が後を絶たない現状に鑑み、様々な犯罪情報を速やかに発信して地域住民の防犯活動を支援することは、安全で安心な地域社会を実現するために必要不可欠でありますので、「現状維持で継続」すべきと認めたものであります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

● 池村委員長

ありがとうございました。

それでは、一連の説明をしていただきましたので、これより調査審議ということになります。

最初に、事業評価についていかがでしょうか。はい、松淵委員どうぞ。

◎ 松淵委員

「防犯ボランティア団体数」が減っているということで、この設置基準は小学校数プラス市町村数掛ける3という説明がありましたけれども、その基準より下回っているということですか。小学校が統廃合によって減っている以上に、団体数が減っているということなのですか。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

委員がおっしゃったとおり、やはり小学校の統廃合の関係も多いと思いますが、ただ「防犯ボランティア団体」につきましては、引き続いて継続していくということですので、確かに地域ごとにあってその変化はあるかと思ひます。

◎ 松淵委員

その定義というか目標値が、市町村数掛ける3プラス小学校数より上回っているのか下回っているのかで評価が全然違うと思うのですが、それからするとどうなのですか。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

一応、目標数値の計算方式としては小学校プラスアルファの3といたしましたが、先ほど御説明しましたとおり、やはり小学校の統廃合の関係や高齢のボランティアの方々の関係で、ボランティア数は減っているという実情であります。ただ、委員等も御存じかと思いますが最近の犯罪情勢に関して、例えば今年5月の川崎のスクールバスの殺傷事件の関係や、5月の滋賀の保育園児の交通事故の関係など含めまして、全国的にボランティアの活動意識が非常に高まっております。ちょっと数は捉えられませんが、もちろん秋田県内も同じように非常に意識が高まっているという状況であります。

◎ 松淵委員

申し上げたいのは、一応施策もこのボランティア団体数が減っているので「B」になっているのですが、設置目標というか基準の数をキープしていれば、「B」評価ではなくて「A」でもいいのかなという気がするものですから、その基準からするとどうなのかということをお伺いしたいのですが。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

実際に地域によっては上がっているところもあれば、やはり下回っているところもあるのが現状であります。我々県警としましては、できればボランティア数は多いに超したことはありませんが、ただやはり数値目標ということで、様々な高齢者も含めまして若い団体のボランティアを増やしていきたいと思っております。ただ、現状にあっては先ほど言ったとおりの状況でありますので、まず目標には近づけていくものの、今ある防犯団体活動の促進を更に図っていきたいということで御理解をよろしくお願いいたします。

● 池村委員長

どうぞ。

◎ 松淵委員

その設置目標が基準より上回っているのか下回っているのか、それを直接的に聞きたいですね。それを維持できているのであれば、それなりの評価ができると思うのですが、維持できていないとすれば「B」評価になると思います。そこは大きな境目だと思うのですね。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

全ての市町村で、小学校でできれば、「A」として評価させていただきたいのですが、実際はできてないところもありますので「B」評価とさせていただいたと。よろしいでしょうか。

● 池村委員長

そのほかいかがですか。

◎ 松淵委員

指標のⅡで無施錠率という指標が出ていますけれども、実際の自転車の盗難被害件数の傾向というのはどうなのですか。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

自転車盗難被害件数は、やはり少し上がっているということでありまして。去年が334件で一昨年よりプラス10件というような現状にあります。

● 池村委員長

よろしいですか。

そのほかいかがですか。

私から、有効性の点なのですが、目的が達成されているとは言えませんから「B」で異存はないのですけれども、その指標の達成状況の82.5%、74.1%という数値に照らしたときに、この数値がどれくらいまで落ちたら「C」評価になるの

でしょうか。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

数値的なものもありますけれども、過去の現象の状況も踏まえまして、やはり個別に判断することになると思います。何%になったら「C」評価といったことについては、今のところこちらで定めているものはありません。

● 池村委員長

ということは、定量的評価と定性的評価を総合的に考慮してということになるのでしょうかけれども、それはどの程度の割合で考慮されるのですか。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

定量も定性も、いずれやはり総合的に判断しなければならないので、片方が高い低いとか、もう片方が高い低いという形で、それぞれの判断は難しいところでありますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

● 池村委員長

はい。別に「B」で異存があるわけではないのですが、分界線が見えないなということなのですよ。つまり少なくとも82.5%や74.1%という数字をどういうふうに受け止めるべきかという記述がないということなのですよ。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

分かりました。今、委員長の御指摘も踏まえまして、今後対策をとらせていただきたいと思います。

● 池村委員長

何かそこに関する記述があると安心するのですが、総合的な考慮とは言うものの、どういうふうな中身なのかというのが見えないものですから、少し気になったということです。評価結果について異存があるわけではありません。

そのほかいかがでしょうか。

では、施策の方はいかがでしょうか。この施策は1事業ということですから、事業の方に返っていただいてもよろしゅうございますけれども。

いかがですか。はい、どうぞ、松淵委員。

◎ 松淵委員

興味の世界になってしまうかもしれないのですが、「犯罪の発生が多い地域に街頭防犯カメラを設置し」という、3ページのところですけれど、今、台数というのは教えていただけるものですか。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

これについては公表しておりまして、台数は69台、4市に設置させていただいているところであります。ただ、昨年予算要求で増設が認められておりますので、今年度中に10台追加して、6市に79台ということであります。

◎ 松淵委員

この事業評価の方の予算とはまた別枠ですか。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

今回御審議いただくのが「地域と連携した防犯対策の整備事業」ということですので、防犯カメラ事業については今回はまた別個ということで説明はさせていただいておりません。

◎ 松淵委員

さらにもう一つ、「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪防止対策の推進」ということで、3ページの施策の推進状況で、その地域の犯罪情勢というのをどのように分析しているか、例えば、今よくあるAIで犯罪が起きそうな場所で犯罪が起きそうな時間に合わせて見守りや巡回を強化するというようなことについて、どの辺まで導入されているのでしょうか。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

残念ながらA Iの導入までは全く至っておりません。ただ県警としましては、各警察署ごとに上半期・下半期で、いわゆる重点犯罪対策ということで各警察署ごとの犯罪情勢に照らして犯罪の抑止対策の目標を掲げて、それに向かって対策をとらせていただいております。ですから、1警察署にあっては、前半戦、自転車盗難被害対策に力を入れたところ、被害が減った。ただ、ほかの警察署では自転車盗難被害は増えたということで、下半期はその施策を推進していくというような形で対策をとらせていただいております。

● 池村委員長

そのほかいかがですか。それでは松淵委員から防犯カメラのお話が出ましたのでお伺いしたいのですが、防犯カメラの使用というのは、いわゆる個人情報の本人外取得という概念に当てはまるわけですね。でもこれは県の個人情報保護条例上、正面から認められているものですから、本人外であっても全く問題はないのですけれども、先ほどおっしゃったように現在69台、これからも増やしていきたいということですが、防犯カメラを設置することの必要性や、あるいは設置の合理性という点について、基準を定めておられるのでしょうか。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

防犯カメラの事業につきましては、平成26年から進めてるところであります。必要性に関しましては、やはり犯罪発生率が高いところを抽出しまして、まず当初は大町川反地区、平成26年あたりは暴力団体対策等いろいろありまして、その対策を含めまして設置をしております。その後は、やはり犯罪の発生の状況を踏まえて設置しております。

それから、設置の根拠等につきましては、確かに委員長がおっしゃったとおり個人のプライバシーの関係が一番危惧されるところでありますが、この防犯カメラの設置に関しては、いわゆる犯罪抑止が目的でありまして、例えば検挙だとか個人のプライバシーをいかがするというものではありません。設置に際しましては必ず地域住民にアンケート調査等を実施しまして、皆さんが設置していいというような結果をいただいて設置しております。設置に関しましては、秋田県でも防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン等が制定されておりますし、これを踏まえまし

て、秋田県警におきましても秋田県公安委員会規則をつくりまして、きちんとした管理、設置を実施しているところであります。

● 池村委員長

その設置の基準であるとか管理の概要について定めのなものが、内規でしょうけれども、それがあるのであれば安心いたしました。当然あってしかるべきだとは思いますが、何せ効果が絶大であることは事実なので、あとはどういうふうに必要な以上の設置を避けるかということになるでしょうから、よく言われる監視社会というのが好ましいというわけでもありませんので、合理的な基準に基づいておられて恣意的な運用もされないということであれば安心でございます。

そのほかございますか。

なければ、政策の方を含めていかがでしょうか、あるいは総括的なところでもよろしゅうございます。はい、吉澤委員どうぞ。

◎ 吉澤委員

「秋田県の犯罪情勢」という資料についてですが、これによると、全体的に平成25年、26年というのは各犯罪のジャンルで件数等が高く、予算の方を見ても、その後予防的な対策のところが上がっているということで、うまくこう動いているというふうに見えるのですが、予算と「犯罪情勢」との関係を少し御説明いただけないでしょうか。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

委員の皆様方にお配りした「秋田県の犯罪情勢」を見てお分かりのとおり、認知件数も最盛期よりかなり減っており、それぞれ地域安全ネットワーク事業などの推進に伴って減少傾向にあるというのは、やはり施策の予算の効果も増えているものと思います。ただ、この中で子どもに対する声掛け事案が去年は過去最高ということで非常に危惧しておりまして、そのための予算措置として、例えば子どもの安全対策に関する研修会などを様々な施策で実施していますが、その際にリーフレットなどの広報媒体をつくって、防止、予防を図るということで、やはり予算的にも情勢に合わせた使い方を実施しているところであります。

◎ 吉澤委員

サイバー犯罪というのは、これは直接的に何か防ぐ方法をとっていらっしゃるのですか。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

サイバー犯罪というのは、インターネットのオークション詐欺や電子掲示板による名誉毀損、コミュニティサイトを利用した児童買春事案など、そういったものを総称してサイバー犯罪と定義づけております。ただ、やはりこの種の犯罪も手口を変えてきますし、ちょっと間違っただけでクリックするとウイルスを仕込まれたり、非常に対策も難しいところですので、とりあえずこういう広報に関しましても、やはり知らないところから来たメールはクリックしないとか、おかしいアダルトサイトには入っていかないということを、いろんな会合等を含めまして指導啓発しているところでもあります。

● 池村委員長

そのほかございませんか。

それでは、また私から。評価の観点なのですが、3ページの「施策の評価結果」のところ、この政策には2つの施策があってそれぞれ「A」と「A」ですので、この政策の総合評価として目標達成ということに特段異論があるわけではないのですが、どうしても3ページの上の方の施策が目指しているところの指標の達成率が気になるのですよ。つまり評価基準からすれば、目標を8割以上達成しているというのが一応の線として求められているわけですよ。それが「B」ですよ。ただ、「A」は目標達成ということで、その総合的な判断とこの施策の目標の達成率というのをどういうふうに見たらいいのか、結びつけたらいいのかというのがやはり多少不鮮明なところが残るのではないかなと思います。もちろん判定基準としては、先ほどと同様に総合的な観点から何割以上というふうに見ていくということになりますから、それはそれで問題はないのだろうとは思いますが、やはり県民から見た場合にどうしてもこの指標のところは気になるだろうなという気はいたします。そこら辺はいかがでしょうか。

□ 阿部警察本部生活安全部首席参事官

県民目線から言うと非常に分かりにくいというのはおっしゃるとおりであります。やはりきちんとした形で誰が見ても分かるような評価基準ということで、今後検討してまいりたいと思います。

● 池村委員長

そうですね。

そのほかございませんか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

ないようでしたら、この資料3「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」に関する政策、施策及び事業評価の審議結果ということになりますけれども、いずれについても特段異論はなく、評価は「妥当である」というふうにさせていただきたいと思っています。よろしゅうございますね。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

ありがとうございました。

それでは、本件は以上といたします。関係者の皆様ありがとうございました。

昨日、今日と活発な御審議をありがとうございました。合計21件を一応消化することができたということでもあります。御協力に感謝いたします。

なお、評価委員会としての意見のとりまとめは、何回か触れさせていただきましたが、事務局と本職に御一任をいただきたいと思います。と思っております。

それでは、議事の(3)「その他」でございますけれども、委員の皆様方から何かございますでしょうか。

それではないものと認めて、事務局の方ではいかがでしょうか。

□ 阪場企画振興部参事（兼）総合政策課長

まずは、2日間にわたり御審議をいただきましてありがとうございました。昨年は犯罪被害者対策のK P Iについてかなり議論が及んだという記憶があって、今年度については、昨日の児童相談所の相談件数の考え方の問題や、今日の世界遺産の指標の設定の問題、今回大幅に見直しをした評価制度全体について、この制度によって出した評価結果の妥当性に関し、様々御審議をいただき大変感謝を申し上げます。

その上で事務的で大変恐縮でございますが、政策評価委員の任期は2年間でございます、この委員会をもちまして、制度改善部会を除けば委員の皆様のご任務としては終了ということになります。本当にありがとうございました。

以上でございます。

● 池村委員長

ありがとうございました。

それでは、全て終了ということでお疲れ様でした。

6 閉会

□ 事務局

事務局から事務連絡です。昨日、今日の審議につきましては議事録を作成しまして、後日、各委員の方に御報告いたしますので、その御確認をお願いしますのでどうぞよろしくお願いします。

以上で、政策評価委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。